

妊娠障害休暇及びつわり休暇の改正について

安心して出産・子育てをすることができる職場環境を整備するため、特別休暇のうち、妊娠障害休暇及びつわり休暇について、次のとおり改正する。

<改正内容>

- ・妊娠障害休暇の期間、日数について、下記の通りとする。

	現行	改正案
期間・日数	<p>1回の妊娠を通じて<u>連続した</u> <u>7日</u>（休日は通算しない。） ただし、特に必要と認められる場合は、<u>7日の範囲内において</u> <u>1日単位で取得すること</u> も可。</p>	<p>1回の妊娠を通じて、<u>14日</u> (休日は通算しない。) 取得単位は1日単位。</p>

- ・つわり休暇（産前休暇の特例）について、運用を廃止する。

（参考）現行運用

対象者・事由	産前において、妊娠中の女子職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合において、妊娠障害休暇とは別に、産前休暇の運用として付与
期間・日数	週単位で1週間 つわり休暇を付与された場合の産前産後休暇は、分娩予定日の7週間（多胎妊娠の場合は15週間）前の日から、当該分べんの日後8週間を経過する日までの期間請求できる

<実施時期>

- ・令和7年4月1日